

Ⅲ 条例の整備基準の概要

1 整備基準

整備基準の概要は、次の表のとおりです。

整備箇所		整備基準の概要
建築物	外部出入口	幅、戸の構造、段差解消
	内部出入口	幅、戸の構造、段差解消
	廊下等	表面、幅、経路の構造、傾斜路、誘導用床材、手すり
	階段	手すり、回り段の禁止、表面、踏面の識別、注意喚起用床材
	エレベーター	障害者用エレベーター、乗降ロビー
	便所	車いす使用者用便所、洗面所、小便器、障害者用便所
	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路
	敷地内通路	表面、経路の構造、誘導用および注意喚起用床材
	カウンター等	高さ、下部空間
	公衆電話台	高さ、下部空間
物	案内標示	表示方法、点字表示、車いす使用者用便所の位置表示
	浴室・シャワー室	手すり、水栓器具
	客室	床面、床面積、車いす使用者用便所、浴室
	観覧席	車いす使用者席、通路、表面
道路	歩道	幅員、歩車道分離、表面、段差解消、排水溝 誘導用および注意喚起用床材
	出入口	幅員、表面、段差解消
公園等	便所	車いす使用者用便所、小便器
	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路
	園路	幅員、表面、排水溝、縦断こう配
駐車場	案内標示	表示方法、点字表示、車いす使用者用便所の位置表示
	出入口	幅員、戸の構造、段差解消
	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路

2 整備対象部分

整備基準が適用されるのは、施設を利用する不特定かつ多数の者が利用する部分です。施設の従業員などの特定の者が利用する部分などについては、整備基準は適用されません。

(解説図)

